

平成27年第4回市議会定例会において可決された意見書

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）に関する意見書

平27.12.18 第4回定例会で可決
提出先 衆議院議長，参議院議長
内閣総理大臣，内閣官房長官
経済財政政策担当大臣，外務大臣，
財務大臣，厚生労働大臣，
農林水産大臣，経済産業大臣，
総務大臣

平成27年10月5日、ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉が、交渉参加国の閣僚会合で大筋合意に達しました。

ＴＰＰ協定については、本県の基幹産業である農業のみならず、幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、平成25年4月の衆議院及び参議院の各農林水産委員会における決議をしっかりと受けとめた対応が求められていたところであります。

しかしながら、今般の合意においては、牛肉や豚肉の関税を大幅に削減するほか、米についても新たな特別輸入枠を創設するなど、農業への影響が危惧される内容となっており、生産者の間で懸念と不安が高まっています。

また、農業は食品関連産業や観光業等の産業とも密接な関係を有しており、関税削減等による影響は、関連産業への波及も含め経済活動に対して多大な影響を及ぼすことが憂慮されます。

よって、国におかれては、ＴＰＰ協定が地方経済・社会に与える影響を十分に考慮するとともに、地方の声を真摯に受けとめ、下記のとおり対応されるよう強く要請します。

記

1. 合意内容について、農産品の関税率等に関する物品市場アクセス分野を初め、全ての分野において、国民に対し詳細な情報提供を行うとともに、ＴＰＰ協定が農業や関連産業に与える影響を分析し、速やかに公表すること。
2. 合意内容について、農産物重要5品目（米、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖）などの聖域の確保を最優先とした国会での衆参両院における決議を遵守したのになっているものか、国会において審議を十分に尽くすこと。
3. 本県の基幹産業である農業や関連産業への影響を最小限に抑えるとともに、今後も食の安全や国民生活の安定が図られるよう、具体的かつ万全な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。